

令和5年第8回堺市教育委員会議事録

開催日	令和5年7月14日(水)
場所	堺市役所 本館3階 大会議室3
会議種類	定例会
教育長の報告	①いじめ重大事態調査について
議案・報告	報告第20号 市長からの意見聴取(市長等の給与の特例に関する条例)について 報告第21号 市長からの意見聴取(市長等の退職手当の特例に関する条例)について 報告第22号 堺市立学校園管理職人事について 報告第23号 いじめ防止等対策推進委員会委員の解嘱について 議案第24号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について 議案第25号 いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について 議案第26号 堺市立学校園教職員人事について
その他報告	①いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)
教育長	栗井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 長山秀基教育監 伊藤修士教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 森浦稔教職員人事部長 志波政宏教職員人事課長 富岡重幸学校教育部長 川端一生生徒指導課長 橋本宏司教育政策課長 森本恭明教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時00分
栗井明彦教育長	これより、令和5年第8回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席されています。 また、事務局におきましては案件に関係する理事者全員が出席しています。
栗井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和5年第7回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【案 件】	日程第1 議案第24号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について
栗井明彦教育長	それでは、日程に入ります。 日程第1 「議案第24号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 橋本宏司教育政策課長	議案第24号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について説明いたします。 本件は、法律の規定に基づき、令和4年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、公表するものであり、本日、議案とし

て上程するものです。

点検・評価の概要を説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

本市では、「第3期未来をつくる堺教育プラン（令和3年度～令和7年度）」に掲げた施策の効果的かつ着実な推進を図るため、5年間で取り組む主な事業について毎年度点検・評価を実施することとしています。

点検・評価にあたっては、令和4年度版では、「第3期未来をつくる堺教育プラン」の最終年度である令和7年度の目標値達成に向け、改善が必要であると考えられる、令和3年度版で成果指標の達成度が低い基本施策を重点的な点検・評価の対象としました。

また、対象となる基本施策の主な事業の令和4年度における取組、成果、課題等の検証をふまえ、令和5年度の方向性や対応を示しています。

また、プラン策定時に設定した指標に加え、子どもや教員の視点などの多面的な視点から参考指標を新たに設定することで、基本施策を適切に評価できるようにしました。

さらに、事業所管課の自己評価をもとに、学識経験者による各所管課職員とのヒアリングを実施し講評をいただきました。

加えて、本市では令和4年度に実施した令和3年度版の点検評価から教育委員と学識経験者との意見交換も独自に実施しております。今回上程している令和4年度版の点検評価の際も、令和5年6月30日に教育委員と学識経験者との意見交換を実施しました。

書面だけの点検評価にとどまらず、直接、教育委員と学識経験者が意見交換する機会を設けることは本市の特徴的な取組であり、有意義なものと考えております。

続いて、報告書の概要です。

報告書の構成としては、9章の構成としております。

主な内容としては、

第2章で堺市教育委員会の組織と活動状況について、

第3章で第3期未来をつくる堺教育プランの概要について、

第4章及び第7章で点検・評価の結果について、

第8章で学識経験者による講評を記載しています。

第9章 おわりに では、本報告書の総括を記載しています。

それでは、第4章及び第7章の点検・評価の結果内容について、概要版に沿って、主な取組を説明いたします。なお、本編は12ページになります。

「2 令和4年度の結果（1）指標の結果」をご覧ください。

「第3期未来をつくる堺教育プラン」策定時に設定した基本施策の成果指標36項目について、令和4年度の目標値を達成したのは全体の36.1%である13指標、また、達成度が90%以上となっているものは、全体の86.1%である31指標でした。

「新型コロナウイルス感染症などの外的要因」により、目標値を達成しなかった項目もありますが、プラン最終年度である令和7年度の目標値を達成できるよう、今回の状況を分析し、次につなげられるような活用を行っていきたいと考えています。

続いて、「2 令和4年度の結果（2）各事業の結果」について説明いたします。本編については、42ページ以降に記載しています。

各項目では、令和4年度の主な取組内容及び今後の方向性を記載しています。

基本的方向性1 「未来を切り拓く力の育成」について、基本施策5「健やかな体の育成」に関する主なものとして、

	<p>全小中学校で、各自で睡眠を改善するため、みんなく AI アプリを活用した、生活習慣の改善やセルフコントロール力の向上に向けた取組を実施しました。</p> <p>令和 5 年度は、取組の効果を各学校園に情報発信しつつ、これまでの睡眠改善の取組に加え、夜間におけるスマートフォン等の使用時間の減少に向けたルールの策定に向けて、指導及び啓発活動に取り組みます。</p> <p>次に部活動の充実や教員の負担軽減を目的として、部活動指導員 18 名を 14 校に配置しました。</p> <p>令和 5 年度も引き続き、部活動指導員を配置し、部活動の充実や教員の負担軽減を進めます。さらに、部活動の指導に関する研修を実施し、医・科学的に理論づけられた部活動指導を推進します。</p> <p>続いて、基本施策 8「学びの機会の確保」に関する主なものとして、校内での児童生徒用パソコンの活用推進を担う各学校の教育 ICT 化担当教員への研修や、ICT の活用状況、課題等の情報交流を行いました。また、全教職員対象の GIGA スクール推進に関する実践事例や課題を情報共有する「堺市 GIGA スクールコミュニティ」を設け、ICT 活用率の学校間格差の解消を図りました。</p> <p>令和 5 年度は、集合型研修に加え、訪問型研修の実施や、ICT 活用に優れた教員をインフルエンサーとして当該校への伴走支援等を行い、教職員のパソコンやソフトに対する不安の解消や懸念を払拭し、教職員の ICT 活用の促進を図ります。</p> <p>次に不登校児童生徒の増加への対応として、出張・教育支援教室である深井教室を令和 4 年度にソフィア・堺内に開室しました。</p> <p>令和 5 年度は、深井教室の開室日数を週 2 回から 4 回へと拡充しています。</p> <p>また、スクールカウンセラーについては、全中学校及び高等学校に配置し、小学校は、令和 3 年度と比較して 3 校増の計 28 校に配置しました。</p> <p>令和 5 年度は、小学校 28 校からさらに 31 校へと拡充しています。</p> <p>最後に、「基本的方向性 3 安全・安心な学びの場づくり」について、基本施策 11「えがおあふれる学びの場づくり」に関する主なものとして、</p> <p>小学校 1・2 年生を担当する研修未受講の教員に対し、子ども自身が自らを守るため、潜在的な危険を察知し、危機的状況の中で、何ができるかを考える力を養う「SAFE プログラム」や、子どもが、虐待や暴力行為等の危険な状況を自分で切り抜けるための知識や方法、人権侵害等について学ぶ「いじめ・暴力防止 (CAP) プログラム」を実施しました。また、いじめの認知と組織での情報共有を促進することを目的とした「いじめ認知共有システム (i システム)」を全校に導入しました。</p> <p>令和 5 年度は、「学校いじめ防止基本方針」を全教職員が理解し、いじめ認知共有システム (i システム) を活用した、いじめの認知と早期発見、早期対応、組織対応に取り組みます。また、現在、学校生活における児童生徒の意欲や満足感、学級集団の状態を測定する hyper-QU を 4 校で試験的に実施します。あわせて、新たにいじめ予防や早期対応のためのいじめ防止授業を実施する予定です。</p> <p>以上が主な事業の説明となります。</p> <p>本報告書については、教育委員会の議決後、堺市議会へ提出します。また、市政情報センター等への配架や市ホームページにより公表する予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決

【案 件】	日程第 2 「報告第 20 号 市長からの意見聴取（市長等の給与の特例に関する条例）について」及び「報告第 21 号 市長からの意見聴取（市長等の退職手当の特例に関する条例）について」
粟井明彦教育長	次に、「報告第 20 号 市長からの意見聴取（市長等の給与の特例に関する条例）について」及び「報告第 21 号 市長からの意見聴取（市長等の退職手当の特例に関する条例）について」の計 2 件を一括して審議することにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。それでは、日程第 2 報告第 20 号と報告第 21 号の計 2 件を一括して議題といたします。提案理由を説明してください。
【説 明】 岩井伸司教委総務課長	報告第 20 号 市長からの意見聴取（市長等の給与の特例に関する条例）について説明いたします。 本件は、令和 5 年第 3 回市議会（臨時会）に提出する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 また、本件は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 5 年 6 月 14 日に教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。 本条例の制定の趣旨は、本市をはじめとする地方自治体における行財政運営がより一層厳しくなることが予想される中、市長をはじめとする特別職が、持続可能な都市経営に向けて行財政改革に取り組む姿勢を示すため、給料月額等の減額を行うものです。 内容としては、教育長の給料月額及び期末手当の額を公布の日から現市長の任期満了日までの間、100 分の 7 に相当する額を減額する特別措置を講ずることとするものです。また、他の特別職については、市長が 30%、副市長が 15%、常任の監査委員及び上下水道事業管理者が 5%の減額を行うものです。 続いて、報告第 21 号 市長からの意見聴取（市長等の退職手当の特例に関する条例）について説明いたします。 本件は、令和 5 年第 3 回市議会（臨時会）に提出する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 また、本件は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 5 年 6 月 14 日に教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものです。 内容としては、市長の現任期中に就任した副市長、教育長及び常勤の監査委員並びに上下水道事業管理者にかかる退職手当について、100 分の 50 に相当する額を減額する特別措置を講ずることとするものです。また、市長については、現任期にかかる退職手当について、特例措置として、不支給とするものです。説明は以上です。
粟井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第 3 報告第 22 号 堺市立学校園管理職人事について

栗井明彦教育長	次に、日程第3 「報告第22号 堺市立学校園管理職人事について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 志波政宏教職員人事課長	報告第22号 堺市立学校園管理職人事について説明いたします。 本件は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和5年7月6日に、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めます。 内容としては、堺市立赤坂台小学校の管理職人事について、同校教頭が、令和5年9月1日まで育児休業を取得することに伴い、堺市教育委員会事務局 教職員人事部 教職員企画課 市川 友香主任管理主事に対し、同校教頭兼務の発令をしたものです。 説明は以上です。
栗井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採決】	承認
【案件】	日程第4 報告第23号 いじめ防止等対策推進委員会委員の解嘱について
栗井明彦教育長	次に、日程第4 「報告第23号 いじめ防止等対策推進委員会委員の解嘱について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 川端一生生徒指導課長	報告第23号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の解嘱について説明いたします。 本件は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年6月30日、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めます。 堺市いじめ防止等対策推進委員会は、本市のいじめ防止等の対策に関する事項等について調査審議するため設置しており、委員の選任につきましては、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例第3条により、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することとなっております。 この度、委員1名から辞職の申し出があったため、当該委員を解嘱するものです。 解嘱する委員は、広瀬 結美子氏で、解嘱日は令和5年6月30日です。 説明は以上です。
栗井明彦教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採決】	承認
栗井明彦教育長	ここでお諮りいたします。 日程第5「議案第25号 いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」及び 日程第6「議案第26号 堺市立学校園教職員人事について」は、人事に関する

	<p>る案件のため、 教育長の報告①「いじめ重大事態調査について」及び その他の報告①「いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」に ついては、関係児童生徒等のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご 異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
<p>（日程第 5 議案第 25 号、日程第 6 議案第 26 号、教育長の報告①、その他の報告①は秘密会）</p>	
【案 件】	<p>日程第 5 議案第 25 号 いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について</p>
栗井明彦教育長	<p>それでは、日程第 5 「議案第 25 号 いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を議題 とします。 提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 川端一生活徒指導 課長	<p>議案第 25 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について説明い たします。 先の教育委員会報告第 23 号のとおり、委員 1 名を解嘱したいじめ防止等対 策推進委員会委員について、新たに委員 1 名を委嘱することについてご審議い ただくものです。 委嘱を予定する委員は角田 千景氏です。 角田 千景氏は、臨床心理士の資格を有し、他の自治体においてスクールカ ウンセラーやスクールカウンセラーの育成を担うスーパーバイザーを務める など、心理に関し専門的な知識及び経験を有しており、委員として適任である と考えています。任期については、前任者の残任期間の令和 6 年 6 月 30 日ま でです。 説明は以上です。</p>
栗井明彦教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	<p>可決</p>
【案 件】	<p>日程第 6 議案第 26 号 堺市立学校園教職員人事について</p>
【説明（要旨）】 志波政宏教職員人 事課長	<p>堺市立学校における教職員の懲戒処分について上程するものです。</p>
【採 決】	<p>可決</p>
【教育長の報告 ①】	<p>いじめ重大事態調査について</p>
栗井明彦教育長	<p>それでは、教育長の報告①「いじめ重大事態調査について」報告します。 堺市立小学校及び堺市立中学校で発生したいじめについて、いじめ重大事態 と判断するとともに、その調査主体を決定しました。 また、調査主体を教育委員会としたものは、調査組織を堺市いじめ重大事態 調査委員会（第三者委員会）とすることを報告します。 詳細については、担当部長より説明します。</p>
【説明（要旨）】 富岡重幸学校教育 部長	<p>堺市立小学校及び堺市立中学校で発生した 2 件のいじめについて、いじめ重 大事態と判断しました。また、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条 第 1 項 17 号の規定に基づき、調査主体を決定したことを報告するものです。</p>
【その他報告①】	<p>いじめ重大事態調査について</p>

栗井明彦教育長	<p>それでは、その他報告① 「いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」について報告します。 詳細については、担当課長より説明します。</p>
【説明（要旨）】 川端一生生徒指導課長	<p>学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項のいじめ重大事態に関する 2 件の調査結果報告書について報告するものです。</p>
閉 会 宣 言	<p>午前 10 時 35 分</p>
栗井明彦教育長	<p>以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 5 年第 8 回教育委員会を閉会します。</p>